

一般社団法人 **日本投資顧問業協会**
JAPAN INVESTMENT ADVISERS ASSOCIATION

はじめに

一般社団法人 日本投資顧問業協会は、金融商品取引法第78条に基づき、内閣総理大臣によって認定された、認定金融商品取引業協会です。

協会は、昭和62年10月に大蔵大臣（当時）の許可を得て設立されました。以来、投資者の保護を図るとともに、投資運用業および投資助言・代理業の健全な発展に資するという目的を達成するため、自主規制ルールの制定・改廃等の業務や当局との折衝等種々の活動を行っています。

協会の会員は、投資運用業を行う会員および投資助言・代理業を行う会員で構成されており、会員の行う業務は、伝統的な有価証券を投資対象とする投資一任業務や投資助言業務に加え、不動産関連有価証券の運用業務やファンド運用業務など、多様化が進んでいます。

平成30年3月末現在、協会には投資運用業を行う会員285社、投資助言・代理業を行う会員482社、計767の業者が加入しており、投資運用業を行う会員の契約資産残高は約308兆円となっています。

研修の様子

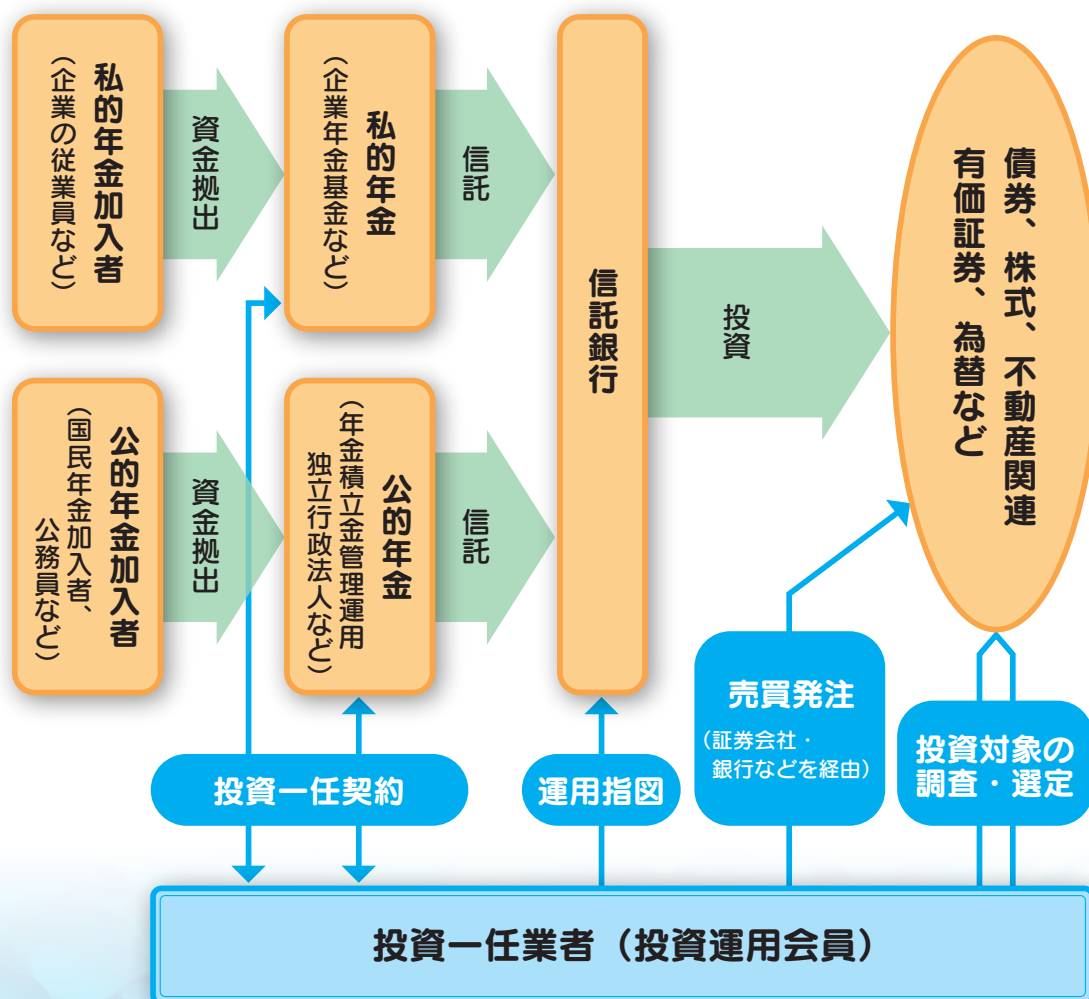


投資運用業とは

会員が行う投資運用業には、次の2つの種類があります。

- ① 投資一任業務：投資一任契約に基づき、投資者から投資判断や投資に必要な権限を委任され投資を行います。
- ② ファンド運用業務：ベンチャー企業の育成や事業会社の再生等を目的として組成されたファンドの財産を主として有価証券等への投資として運用を行います。なお、不動産私募ファンドの場合は、①の投資一任契約に基づいて運用を行うのが一般的です。

代表的な投資一任業務の例（年金資金の運用受託）

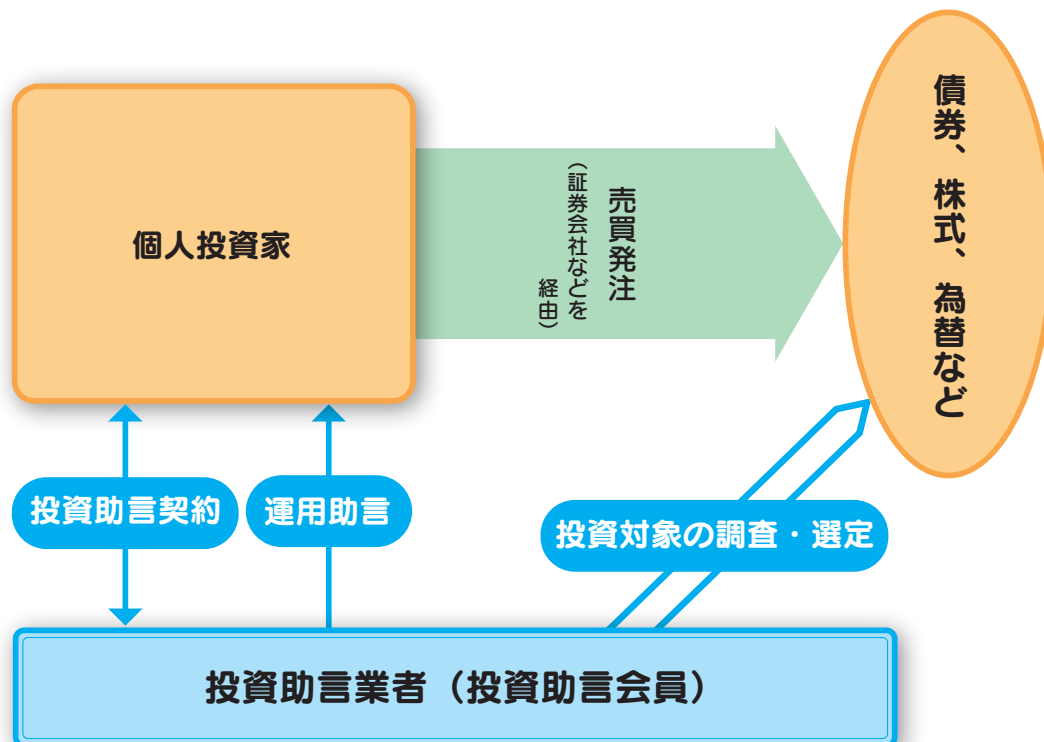


投資助言・代理業とは

会員が行う投資助言・代理業には、次の2つの種類があります。

- ① 投資助言業務：投資顧問（助言）契約に基づき、有価証券など金融商品への投資判断について、投資者に助言を行います。
- ② 代理・媒介業務：投資者と投資運用業者との投資一任契約または投資助言業者との投資顧問（助言）契約の締結の代理・媒介を行います。

代表的な投資助言業務の例（個人顧客との助言契約に基づく業務）



投資運用業、投資助言・代理業を営むためには

投資運用業、投資助言・代理業を営む業者は、金融商品取引法の規定に基づく金融商品取引業者として、内閣総理大臣の「登録」を受けなければなりません。

協会の事業

1 会員の業務の公正性、適正性を確保し、投資者の保護を図るための取組み

- ① 自主規制ルールをはじめとする必要な協会規則の制定、改廃
- ② 会員の業務の多様性に対応したコンプライアンス研修の実施
- ③ 自主規制ルール遵守状況等調査票の実施・調査票に基づく指導
- ④ 会員に対する個別相談・指導
- ⑤ 臨店による会員監査
- ⑥ 苦情相談・あっせんの業務～特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）への業務委託
- ⑦ 「認定個人情報保護団体」として個人情報の保護に関する各種の取組み

2 業の健全な発展・拡充に関する取組み

- ① 金融商品取引法等に係る金融庁その他関係機関に対する意見提出、折衝等
- ② 運用の高度化および顧客本位の業務運営に関する取組み
- ③ スチュワードシップ・コードに係る会員の取組みに関する業務、研究会の開催等
- ④ コーポレートガバナンスに係る情報収集・情報発信等の取組み
- ⑤ 統計資料の公表、業務参考資料の作成
- ⑥ 会員の特性に応じた各種の業務研修の実施
- ⑦ 投資教育の一環として大学における寄附講座の開設
- ⑧ ホームページ等を通じた広報活動
- ⑨ 内外の関係諸団体との連携・情報交換等

平成 29 年 7 月から平成 30 年 6 月までの主な活動は、次のページのとおりです。

協会の活動状況（平成29年7月～平成30年6月）

活動時期	活動内容
平成29年 7 月 6 日	○「常設委員会の設置について」の一部改正を行いました。改正点は、自主規制委員会の所管事項に関する規定の変更です。 ○「業務執行体制に関する自主規制基準」の一部改正を行いました。主な改正点は、個人情報保護法関連の参照法令およびガイドラインの変更に伴う改正、ならびに改正個人情報保護法の全面施行による「個人情報」等の定義の変更等に伴う改正です。
平成29年 8 月 (8 月 4 日)	各種研修を開催しました。 ○「グローバル外為行動規範ーグローバルに単一の外為行動規範の策定と遵守促進に向けた取り組みー」 東京外為市場委員会 副議長 大西知生氏、バイサイド小委員会委員長 呉田真二氏 日本銀行 金融市場局 為替課 企画役 藤原正雄氏
(8 月25日)	○「企業価値やスチュワードシップ活動における『価値協創のための総合的開示・対話ガイダンスーESG・非財務情報と無形資産投資ー』」 経済産業省 経済産業政策局 産業資金課長 福本拓也氏
平成29年 9 月 7 日	コンプライアンス研修を開催しました。 「不動産運用業者・助言業者における『フィデューシャリー・デューティー』と『顧客本位原則』への対応」 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 梅澤 拓氏
平成29年 9 月	資産運用業に対する社会的な期待が高まっている中、投資信託協会および当協会が連携して資産運用業の発展に取り組むため、両協会の会長の下に、「資産運用業協議会」を設置しました。平成29年度は、「資産運用業界として取り組むべき課題等」をテーマとして5回開催しました。
平成29年 9 月27日	会員の日本版スチュワードシップ・コードへの受入れ表明状況および体制整備状況等の把握を行い、日本におけるコーポレートガバナンス向上に貢献することを目的として、「日本版スチュワードシップ・コードへの対応等に関するアンケート」（第 4 回）を実施しました。集計結果の概要については、協会ホームページを通じて紹介しました。
平成29年10月	早稲田大学、京都大学、名古屋大学、東北大学において寄附講座を開設しました。
平成29年10月	日本に比して長年の歴史を有し資産運用業の産業界における地位が高い英国の資産運用業界について調査を行うため、大場会長がロンドンに出張し、金融行動監視機構、業界団体であるThe Investment AssociationおよびICI Global、英国の大手運用会社を訪問し意見交換を行いました。各機関の意見等を含む出張の内容については、会員各社および金融庁と共有しました。
平成29年10月12日	平成29年 9 月15日に厚生労働省から公表された「確定給付企業年金制度について」等の改正案について、運用受託機関の選任基準の評価項目について中小の運用受託機関が選任から排除されないよう配慮を求める等の意見書を提出しました。同年11月 8 日に同省から意見募集結果等が公表され、意見書に対する考え方が示されました。
平成29年11月15日	プレス記者等との懇談会を開催しました。

活動時期	活動内容
平成29年11月22日	平成29年10月24日に金融庁から公表された「平成29年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令案等」について、フェア・ディスクロージャー・ルールの規制の対象となる情報受領者の範囲、フェア・ディスクロージャー・ルールガイドライン等に関する意見書を提出しました。同年12月27日および平成30年2月6日に同庁から意見募集結果等が公表され、意見書に対する考え方が示されました。
平成29年11月28日	証券取引等監視委員会に対し協会の活動状況等について業務説明を行い、その後意見交換を行いました。
平成29年12月 (12月6日) (12月13日)	各種研修を開催しました。 ○「暴力団等反社会的勢力に対する対応の基本」 公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター 事務局長 竹野哲弘氏 ○「平成29事務年度 証券モニタリング基本方針について」 証券取引等監視委員会事務局 証券検査課長 原田 実氏
平成30年 1 月29日	FMアナリスト研修を開催しました。 「2018年の不動産ビジネスを読むー不動産サイクルの謎ー」 早稲田大学 商学学術院教授 川口有一郎氏
平成30年 1 月30日	スチュワードシップ活動におけるベストプラクティスを会員を共有するとともに、政府の関係機関における議論などに寄与していくことを目的として、「スチュワードシップ研究会」（会長の私的諮問機関）を組成し、平成29年度は「運用会社の投資先企業に対するエンゲージメント活動等」をテーマに1回開催しました。
平成30年 2 月 6 日	FMアナリスト研修を開催しました。 「VCファンドアセットクラスの現況」 一般社団法人ベンチャーキャピタル協会 企画部長 村田祐介氏
平成30年 2 月28日	金融庁総務企画局、監督局および証券取引等監視委員会の幹部と協会役員との意見交換会を開催しました。
平成30年 3 月	投資助言・代理会員セミナーを、福岡、東海、近畿、関東の4地区で開催しました。
平成30年 3 月19日	投資運用会員代表者研修を開催しました。 「今後の金融行政の方向性」 金融庁 監督局長 遠藤俊英氏
平成30年 3 月22日	個人情報の適正な取扱いの確保に関する研修を開催しました。 「改正個人情報保護法のポイントー匿名加工情報を中心にー」 個人情報保護委員会事務局 参事官補佐・弁護士 北山 昇氏
平成30年 4 月	一橋大学、大阪大学、神戸大学において寄附講座を開設しました。
平成30年 5 月22日	研修を開催しました。 「不祥事関連プリンシプルについて」 日本取引所自主規制法人 理事長 佐藤隆文氏
平成30年 5 月23日	「常設委員会の設置について」の一部改正を行いました。改正点は、委員会の構成に関する規定の変更です。
平成30年 6 月15日	「投資一任契約に係る議決権等行使指図の適正な行使について」の別紙「議案別議決権行使状況」の改正を行いました。アセットオーナーからの報告要請の書式を踏まえ、会員がアセットオーナーに報告することを円滑にし、スチュワードシップ活動の実効性を高める趣旨から、「別紙」の議案項目名の一部追加・変更や分類の整理および並び替えを行いました。

協会の機構

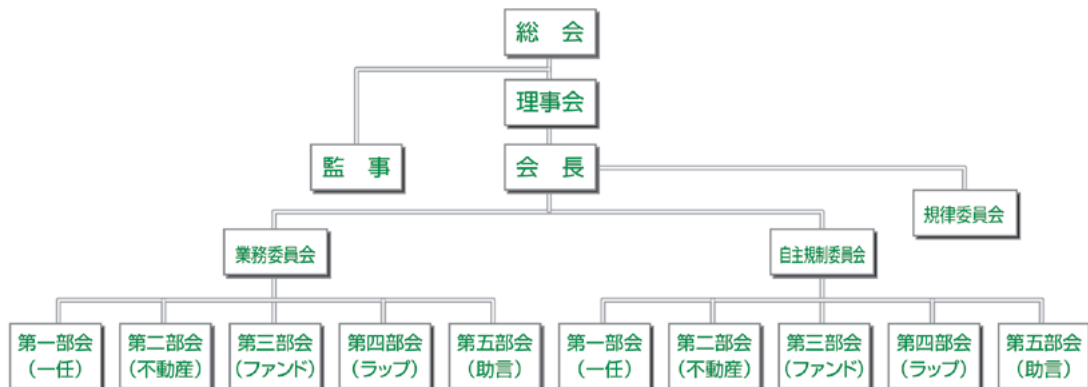
協会は①最高意思決定機関である**総会**、②業務執行機関である**理事会**、③二つの**常設委員会**とその下部組織となる**部会**から構成されています。

また、協会は会員の処分や自主規制ルールへの遵守に向けた改善指導策についての意見を求めるため、会長の諮問機関として規律委員会を設置しています。

常設委員会の業務内容

- (1) 業務委員会
 - 会員および協会の業務運営に関する諸問題
- (2) 自主規制委員会
 - ①自主規制ルールに関する諸問題
 - ②スチュワードシップ・コードへの対応等に関する諸問題
 - ③会員のベスト・プラクティスに向けた自主的取組みに関する諸問題

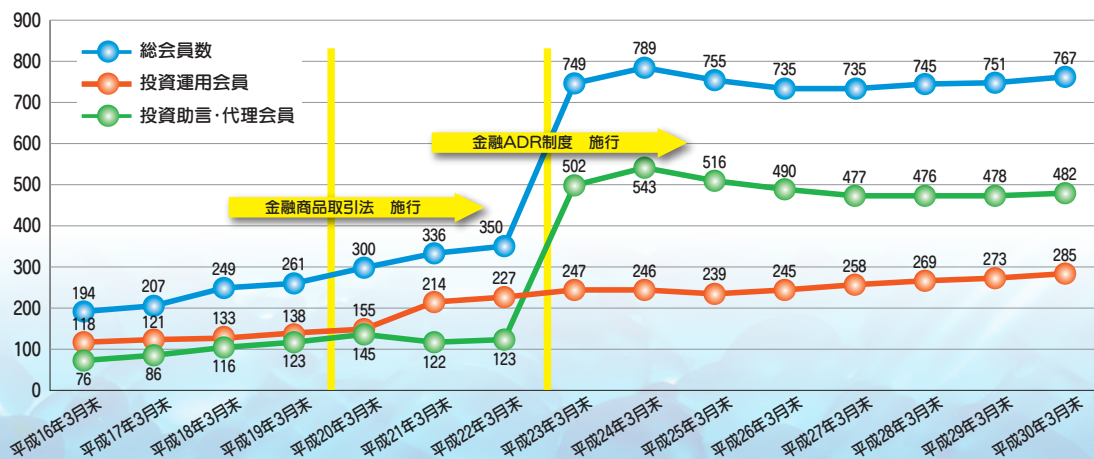
協会機構図



会員数の推移

平成30年3月末時点における会員数は767業者となっています。資産運用業に対する社会の期待が高まる中で、投資運用業を行う会員が増加しています。一方、投資助言・代理業を行う会員数は横ばいとなっています。

会員数	投資運用会員	投資助言・代理会員
767	285	482



平成30年度協会役員一覧

平成30年6月21日現在

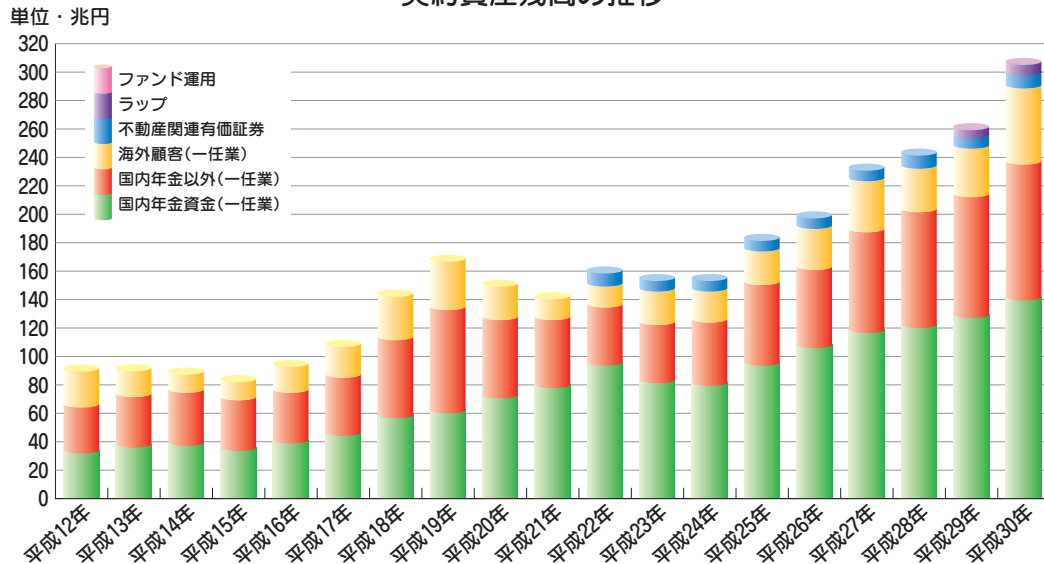
会長	(常) 大場 昭義	元東京海上アセットマネジメント株式会社社長	
副会長	(非) 松井 昭憲	ピムコジャパンリミテッド	取締役兼 最高経営責任者
副会長	(非) 渡邊 国夫	野村アセットマネジメント株式会社	CEO兼執行役社長
副会長 専務理事	(常) 岡田 則之	元東京国税局長	
理事	(非) 相澤 淳一	大和証券株式会社	専務取締役
理事	(非) 岩永 守幸	株式会社東京証券取引所	取締役 専務執行役員
理事	(非) 宇野 淳	早稲田大学大学院	経営管理研究科教授
理事	(非) 川合美智子	株式会社ワカバヤシエフエックスアソシエイツ	代表取締役
理事	(非) 杉江 潤	一般社団法人 投資信託協会	副会長専務理事 (元東京国税局長)
理事	(非) 富川 秀二	三井不動産投資顧問株式会社	代表取締役社長
理事	(非) 内藤 伸浩	一般社団法人 不動産証券化協会	専務理事
理事	(非) 名取 秀彦	三井住友トラスト不動産投資顧問株式会社	代表取締役社長
理事	(非) 平田 公一	日本証券業協会	専務執行役
理事	(非) 豊貴 伸一	株式会社ジャフコ	取締役社長
理事	(非) 松下 睦	MU投資顧問株式会社	取締役社長
理事	(非) 松田 昇	元預金保険機構理事長	弁護士 (元最高検察庁刑事部長)
理事	(非) 村上 卓生	みずほ信託銀行株式会社	執行役員 年金業務部長
理事	(非) 望月 英明	UOBアセットマネジメントジャパン株式会社	代表取締役CEO
理事	(非) 森本 紀行	HCアセットマネジメント株式会社	代表取締役社長
理事	(非) 山内 英貴	株式会社GCIアセット・マネジメント	代表取締役CEO
理事	(非) 山口 裕之	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社	代表取締役社長
理事	(非) 山本誠一郎	アライアンス・バーンスタイン株式会社	代表取締役社長
監事	(非) 奥山 弘幸	前日本公認会計士協会常務理事	公認会計士
監事	(非) 奥本 郷司	富国生命投資顧問株式会社	代表取締役社長
監事	(非) 綿川 昌明	岡三アセットマネジメント株式会社	代表取締役社長

統計数値で見る投資顧問

契約資産の残高

平成30年 3 月末時点残高：307兆8,882億円

契約資産残高の推移



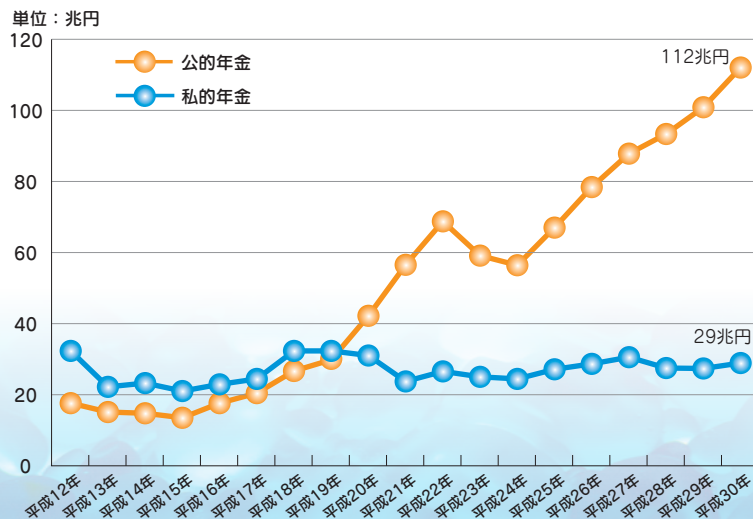
※数値は、各年全て 3 月末時点の残高（以下、同様）

平成 30 年 3 月末の契約資産残高は、307 兆 8,882 億円となり、3 月末ベースでは 6 年連続過去最高を更新しました。これは、平成 24 年の秋以降、良好な市場環境を背景として増加傾向が継続しているなか、国内年金資金（一任業）をはじめ各契約資産額が増加したことによるものです。

契約資産の内訳を見ると、国内年金資金（一任業）の割合が約 46%となっており、当業界において年金資金の存在が大きいことが分かります。年金の資金は、公的年金（年金積立金管理運用独立行政法人など）と私的年金（企業年金基金など）に分けることができますが、その残高推移は次のとおりです。

国内の公的年金と私的年金の内訳

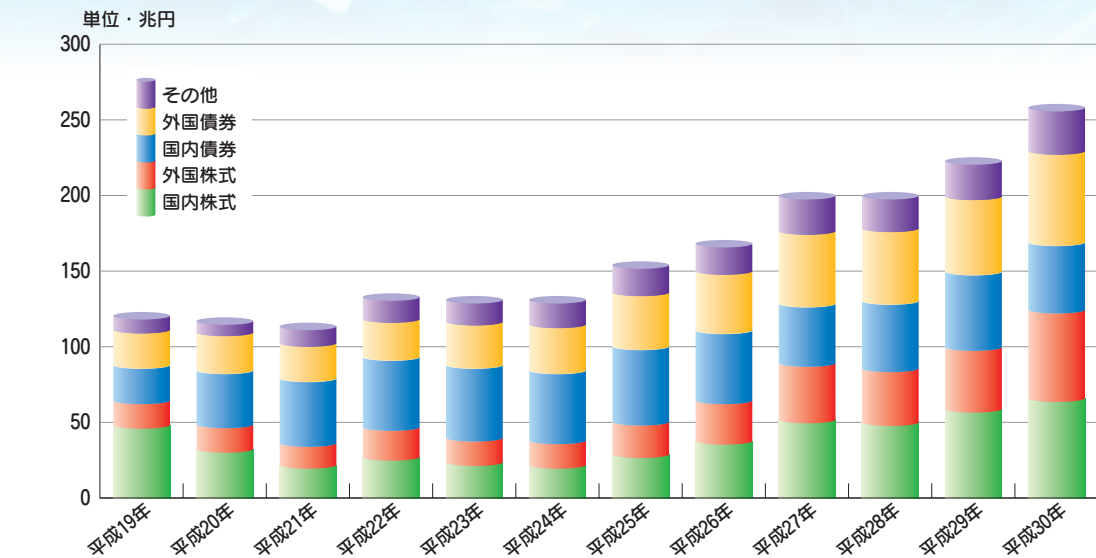
公的年金と私的年金の契約資産残高推移



国内の公的年金の残高は、平成 24 年 3 月末以降、継続的に増加しており、平成 30 年 3 月末の残高は 112 兆円で、国内年金資産残高の約 79% となっています。

運用対象資産の残高

投資資産別残高の推移



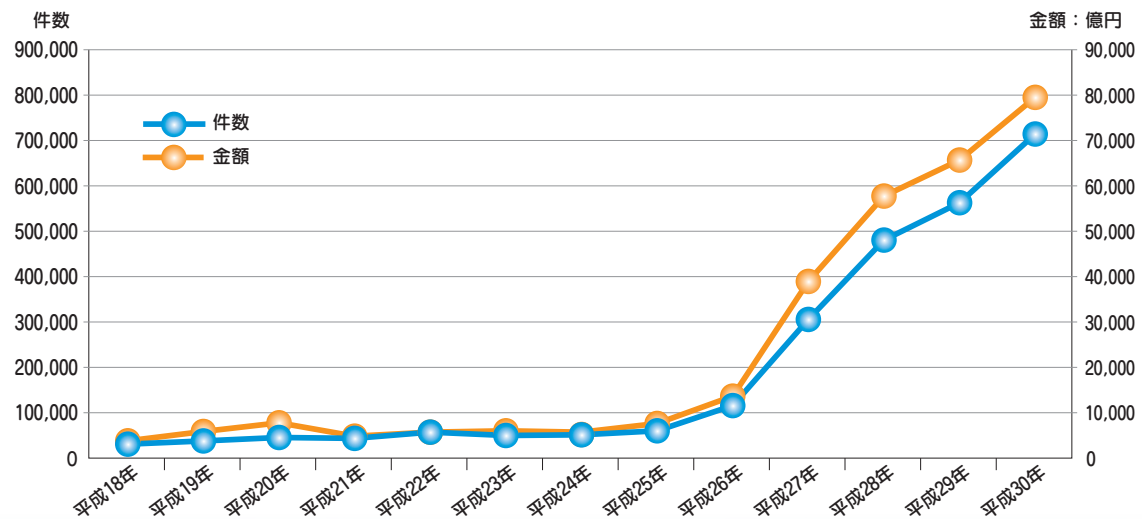
※投資一任、ファンドの契約資産の投資対象資産

※「その他」は、地域分類できない資産、不動産関連有価証券、短期資金など

平成24年秋以降の株式市場好転から増加基調にある国内株式の構成割合は、26%（67兆円）となっています。一方、国内債券は、構成割合が低下傾向で平成30年3月末では、17%（44兆円）となっています。

ラップ口座を利用する顧客との契約状況

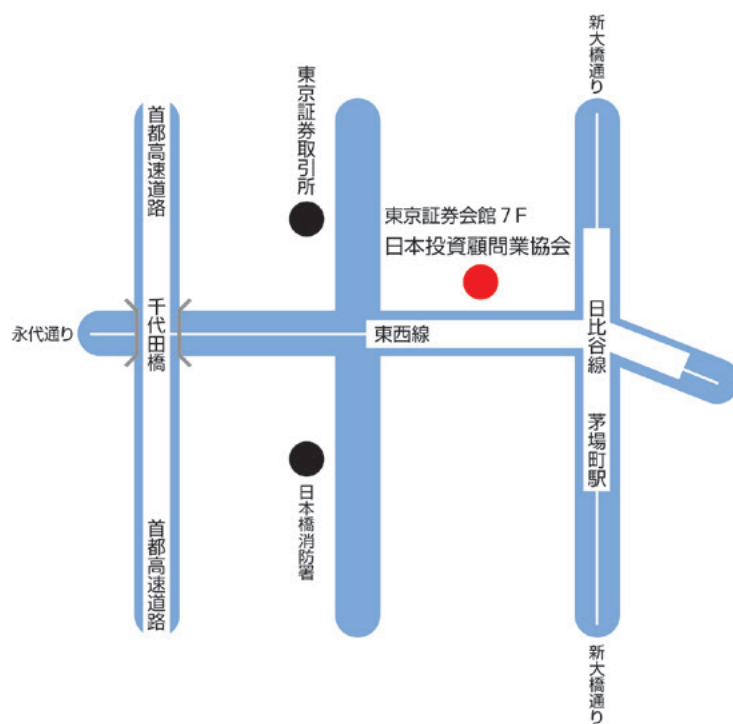
ラップ口座の件数・金額の推移



平成30年3月末のラップ口座の契約状況は、契約件数が71万6,618件、契約残高が7兆9,853億円となり、過去最高を更新しました。

日本投資顧問業協会ホームページ統計資料：<http://www.jiaa.or.jp/toukei/>

案内図



一般社団法人 **日本投資顧問業協会**
JAPAN INVESTMENT ADVISERS ASSOCIATION

<http://www.jiaa.or.jp/>

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-5-8 東京証券会館 7 階
電話 03(3663)0505 ファクシミリ 03(3663)0510
東京メトロ地下鉄 東西線・日比谷線茅場町駅下車 ⑧番出口 1 分

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センターの苦情・相談窓口
電話 0120-64-5005(フリーダイヤル)
(平成30年 7 月発行)